
今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！

日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース

第34号 (2012年12月12日)

★外務省が 10 月 24 日に控訴 ★12月10日に 約5分の4の文 書を控訴断念！

目次

- 1頁 巻頭写真 (李金珠さん)
- 2頁 裁判報告 (弁護団)
- 3頁 抗議声明
- 3～5頁 外務大臣記者会見
- 6頁 総会・シンポ案内
- 6～8頁 2012年度活動報告
- 9頁 請求からの流れ
- 10頁 2012年度決算・会計監査報告
- 11頁 2013年度運動方針案・予算案
- 12頁 イベント紹介



控訴審委任状に署名する原告の李金珠さん

【裁判報告】地裁判決、その後の新たな勝利

弁護団長 東澤 靖

10月11日東京地裁の画期的な勝訴判決の後、国側は控訴期限ぎりぎりになって控訴しました（10月24日付）。控訴に際しては、通常は、控訴の対象を明示しますが（通常は敗訴部分すべてに対する控訴）、国側の控訴状は、「おって明らかにする」という異例のものでした。このことは、地裁判決で開示を命じられたものをすべて争うのではなく、一部は判決に従って開示する姿勢を見せたものとして、その点では一応評価できるものでした。

その上で国側は、12月10日付で控訴の対象を明らかにする「不服申立ての範囲について」と題する書面を提出しました。国側が控訴の対象とする不開示の文書は、総数にして58文書です。地裁判決で全部または一部の開示が命じられた文書の総数は268文書ですから、文書の数だけで見ると21.6%、約5分の1強の文書については、地裁判決を不服として控訴をしてきたことになります。ただし、一部の不開示や控訴を考えるともう少し複雑になりますが。

いずれにしても、地裁判決によって約7割の文書（382文書中268文書）に対する開示命令を得たことに加えて、さらにその5分の4の文書については、国側の控訴を断念させたこととなります。これは、地裁判決後に国側に控訴の断念を求めてきた求める会の活動、そして歴史文書の公開を求める世論の力による大きな成果とすることができるといえるでしょう。

今後、国側は控訴の理由を述べる控訴理由書を来年2月1日までに提出し、それを受けて東京高等裁判所第8民事部において、代理人だけの期日進行協議（2月5日）が開催されて、今後の裁判の日程が決まることになっています。また、原告側も東京地裁で開示が認められなかった部分の全部または一部について、附帯控訴（国側の控訴に併せて原告側からも行うことができる控訴）を準備しています。また新しいことが決まり次第、求める会のニュースなどでお知らせしていきます。

開示不開示文書・開示数一覧表（弁護団作成）

不開示理由	1	2	3	4	5	6	8	合計
合計文書数	256	65	44	11	1	3	2	382
①不開示判断	92	7	5	6	1	3	0	114
地裁不開示率	36%	11%	11%	55%	100%	100%	0%	30%
②開示判断	164	58	39	5	0	0	2	268
②-a(全部開示)	117	57	31	5	0	0	2	212
②-b(一部開示)	47	1	8	0	0	0	0	56
地裁開示率	64%	89%	89%	45%	0%	0%	100%	70%
②-1 控訴せず	139	40	27	4	0	0	0	210
開示確定率	54%	62%	61%	36%	0%	0%	0%	55%
②-2 控訴対象	25	18	12	1	0	0	2	58
③控訴審査理対象 (①+②-2)	117	25	17	7	1	3	2	172

声明文：10月11日の東京地裁判決への外務省の控訴に対して

去る10月11日に東京地裁民事第2部が下した日韓会談文書不開示処分取消し請求事件に関する判決は、「条約その他の国際約束に関する文書又はこれに準ずる文書等」が30年を超えてなお不開示とするには、相当の根拠が必要という明確な基準を示しました。また、「外務大臣においては、本件各文書中の不開示部分について、(中略)再検討を真摯かつ速やかに尽くしていくことが切に望まれる」との付言がなされました。本会としてはこの判決を高く評価します。

しかし残念なことに、外務省は、この判決に対して24日、東京高等裁判所に控訴しました。その際、玄葉光一郎外相は同日の記者会見で、「開示すれば国益を損なうと判断される部分は引き続き不開示処分が妥当である」としながらも、「判決を受けて対象文書約2万ページを精査した結果、開示命令が出た268カ所の約3分の2は全部開示し、控訴した一部についても部分開示には応じ、今回判決で不開示が認められた114カ所に対して、その内約20カ所は全部または部分開示する方針」を示しました。私たちは、外務省が「開示可能なものは原則開示する」とした点については歓迎しますが、一部控訴に対しては抗議の意を表明します。

日本と朝鮮／韓国との関係は、現在の日本で関心事となっている竹島／独島問題ばかりでなく、日本による植民地支配とその清算問題が大きく関わっています。今後、日本が韓国／朝鮮やアジア諸国との信頼関係を構築するためには、このような歴史的事実を解明するとともに、それに根ざした行動が必要です。そのためには、情報が正しく開示され、市民がこれを検証できてこそ、民主主義が成り立つと思います。このような観点から、本会は、外務省はより開示を進め、10月11日東京地裁判決が命じたすべての文書を、選別することなく開示することを望みます。

本会は、戦争および植民地支配に対する日本の歴史的責任の問題の解決、そして、正しい情報公開を通じた民主主義の実現を目指し、引き続き日韓間国交正常化交渉関連文書の全面公開を要求していきます。

以上

外務大臣記者会見録（10月24日、外務省ホームページより）

【玄葉外務大臣】日韓国交正常化交渉関連文書の情報公開に関する訴訟でありますけれども、判決を踏まえて、私（大臣）のほうから開示可能なものは原則開示するよという指示をした上で、約2万ページに及ぶ膨大な対象文書を精査いたしました結果、当初、外

務省として不開示とした部分について可能な限り開示することにいたしました。

また、判決で、当初の不開示決定、開示しなくてもいいということ、開示しないということが適法とされた部分につきましても、可能な限り開示することといたしました。

一方、判決で、開示が命じられた部分であっても、開示されれば国益を損なうと判断される部分につきましても、引き続き不開示処分とするのが妥当であると判断をいたしまして、それらにつきましてもは控訴をすることといたしました。

特に、本件の情報開示請求に関しましては、将来の北朝鮮との国交正常化交渉への影響というものを十分考慮する必要があるとございます。日韓の交渉は、1965年に決着をいたしましたけれども、北朝鮮との間では類似の課題につきましてもの交渉を今後行うわけですので、その際に我が方に不利益をもたらす恐れの高い情報を開示することは適切ではないと考えています。

外務大臣就任以来、外交記録の公開について積極的に行うように指示をしてきています。その結果、移管・公開した外交記録ファイルは、以前は年2,000冊程度でありましたけれども、この1年間で6,475冊に達したところです。

今回の日韓国交正常化文書の公開にあたっては、今時の判決を受けて、可能な限り開示をすることとした次第です。

なお、おおよそで申し上げますけれども、今時判決で開示命令がなされたのが268か所です。そのうち約3分の2程度は、全部開示をするということになります。また、控訴する箇所につきましても、その一部は部分開示をすることとしております。また、裁判所によって不開示決定が適法とされた部分114か所につきましても、20か所程度につきましてもは全部、または部分開示することになる予定です。

【朝日新聞 二階堂記者】 開示する部分については、いつまでに開示するような予定なのでしょうか。また、先ほど、北朝鮮の国交正常化の交渉を考慮すべきとありましたが、これは竹島に関しても何か影響があるというようにお考えで非開示にすると、控訴するという事なのでしょうか。

【玄葉大臣】 基本的には、将来の北朝鮮との国交正常化交渉というのがベースです。1点目につきましてもは技術的な問題なので、あとで事務方から説明をさせていただきたいと思っています。

【東京新聞 五味記者】 冒頭の発言のことに関連しまして、文書公開について外務省は、これまであまりにも秘密主義ではないかという声もありました。今回はできる限り可能な限り開示するという事で喜ばしいことだと思いますが、これまでの開示の仕方に問題点があったとか、そういうような認識はございますでしょうか。それと、インカメラ審理と言われまして、裁判官が公開文書について見ることができるという制度を導入したほうがいいという声もあるのですが、そういう制度を積極的に取り入れていく必要があるという事もお考えでしょうか。その二点お願いします。

【玄葉大臣】 まず情報公開に対する姿勢の問題だというように思いますけれども、やはり、

当時政権交代をし、岡田外務大臣が、ある意味政権交代しなければならないという観点から、情報公開というものを推進したというようにも思います。もちろん国民の知る権利に応えていく、国民と共に歩む外交でありたい、そういった観点も当然あると思いますけれども、そういった本来あるべき姿の外交がなかなかやはり政権交代のような機会を経ないと情報公開というのはいくらもというので、私（大臣）は岡田外務大臣が突破口を開いてくれたというように思っています。

そういう意味で、先ほど申し上げたように、かなり外交記録の公開というのをやるようになりましたし、また更に岡田さんとも時々相談をしていますけれども、今年一年で、先ほど申し上げたように6千冊以上にわたるファイルを開示したと。更に今回も、ともすれば単純に控訴と、こういうようになってしまうと思うのです、今までだったら、ざっくりばらんに申し上げるとですね。ですけど、これは2万ページですから、事務量はすごいのですね。一つ一つ精査するということは、相当若い人たちが頑張ったということなのですが、担当者がですね。私（大臣）は、一つ一つ大変だけれど精査するよという指示をしました、その結果として、どうしても不開示と、国益から判断してそういう部分が出てくる、これはもう仕方がないことだけれども、またそれは国益上妥当なのだけれども、やはり一つ一つ精査して知る権利に応えていくために、開示すべきだと判断する文書というのはあるはずだと。私（大臣）も全部ではないのですが、いくらか土日に見たのですけれども、これはできるな、でもこれはできないなとやはり思いましたので。ですから、そういう意味では、今回外務省の担当職員が努力をしてくれて大分開示することができるようになったというように私（大臣）は自己評価しています。

2012年度総会

(日時) 2011年12月22日(土) 午前10時30分～12時(開場10時)

(会場) 東京しごとセンターセミナー室

(次第) 裁判の現状報告(弁護団)

2012年度活動経過報告

2012年度決算報告

2013年度運動方針案

2013年度予算案

公開シンポジウム「判決を読み解く 日韓会談文書公開請求第3次訴訟」

(日時) 2011年12月22日(土) 午後1時半～5時(開場1時)

(会場) 東京しごとセンターセミナー室

(報告) ①10・11判決の概要と歴史的意義

齊藤義浩弁護士(日韓会談文書公開請求訴訟弁護団)

②強制動員真相究明と情報公開

小林久公氏(強制動員真相究明ネットワーク事務局長)

③まだ公開されたというにはほど遠い日韓会談文書

李洋秀氏(日韓会談文書・全面公開を求める会事務局次長)

2012年度総会資料

2012年度の活動の概括

①10月11日第3次訴訟一審判決で画期的な勝訴判決を勝ち取った。当会では判決に従い全面開示するよう外務大臣に申し入れたが、残念ながら外務大臣は控訴した。しかし、判決で開示が命じられた文書の一部、並びに「適法」とされた文書の一部を裁判所の「付言」を受けて開示せざるを得なかった。

②裁判所によるインカメラ手続きが認められていない現行情報公開法による司法的解決の限界性を踏まえて、一部または全部不開示とされた文書のうち重要と思われる文書を再度情報公開申請し、外務省に受理させた。2013年1月20日までには決定が出るが、不開示に対しては異議申し立てを行い、インカメラ手続きを踏まえた情報公開審査会の裁決を求めていく。

③本年5月24日の韓国・大法院判決は、「日韓請求権協定で解決済み」論を大きく転換する強制動員被害者勝訴の画期的な判決であった。本年7月14日の公開シンポジウムは、大法院判決を受けて「日韓請求権協定で本当に解決したのか？」を正面から問うタイムリーな企画として注目を集め、多くの参加者で成功した。

④公開シンポジウムや判決の過程で新たな入会者を得ることができた。

2012年度活動報告 (2011年12月1日～2012年11月30日)

<p>基本方針</p> <p>I. 日韓会談文書・全面公開を求める会の目的</p> <p>日本政府に対して、日韓会談関連文書の全面公開を求めて、朝鮮半島に対する日本の植民地支配の事実と責任を認めさせ、アジア・太平洋戦争による韓国・朝鮮人被害者、および遺族への謝罪と補償を実現させる。</p> <p>II. 外務省からの不開示、部分開示に対して、引続き全面公開を求めて訴訟をおこなう</p> <p>全面公開を求める当会の目的を達成するために、弁護団との連携を密にして行動する。</p> <p>運動方針</p> <p>I. 下記を原告として、三次訴訟をおこなう。</p> <p>三次訴訟</p> <p>韓国在住原告 <small>チェボンテ</small> 崔鳳泰、<small>イクムジュ</small> 李金珠、<small>ヨウンテク</small> 呂運澤、<small>イヨンス</small> 李容洙</p> <p>日本在住原告 太田修、田中宏、西野瑠美子、山田昭次、吉澤文寿、<small>イハンネ</small> 李鶴来、<small>ヤンチンジョ</small> 梁澄子</p> <p>再請求</p> <p>請求人 太田修、吉澤文寿、田中宏、山本直好、小竹弘子</p>	<p>会議開催報告</p> <p>弁護団会議開催日</p> <p>1月6日 2月1日 2月17日 10月17日 11月6日 12月4日 12月22日</p> <p>役員会開催日</p> <p>第30回 (1月29日) 第31回 (3月24日) 第32回 (4月21日) 第33回 (6月21日) 第34回 (10月11日) 第35回 (11月3日)</p> <p>活動記録</p> <p>I. 訴訟活動</p> <p>三次訴訟</p> <p>第15回口頭弁論 (3月6日) ※結審 判決言い渡し (9月11日) ※延期 判決言い渡し (10月11日) ※一部勝訴</p> <p>再請求</p> <p>一部又は全部不開示とされた請求権関係文書のうち、作成年月日が交渉が大詰めに差し掛かった1960年代の文書を中心に136文書を情報公開法に基づき再請求を6月21日に行った。外務省は「平成25年1月20日までに決定」との延期通知。</p>
---	---

<p>II. 支援者として活動に参加する会員を、あらゆる機会を通して募集する。</p> <p>III. 地域ごとの拠点をつくり、草の根の運動を広げる。</p> <p>IV. 韓国市民団体との連携を、より一層深めていく。</p> <p>V. 情報の共有と会員の意思に基づく民主的な運営を維持し、以下の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 役員、弁護団等共有のメーリングリストにより緊密な連絡をとりながら会を運営する。事務局、会員・サポーター会員、原告メーリングリストを通して、自由な情報交換を行う。 2. 毎回の口頭弁論報告を中心とするニュースを発行して、会員・サポーター会員、当事者会員、関連団体、メディア等に提供する。 3. ホームページにより最新情報を提供する。 4. 必要に応じ、または要請に応じて勉強会、講演会をおこなう。 5. 年1回開催する総会には、活動報告、決算報告、および次年度運動方針（案）等の重要議案を事前に提示し、出席者の過半数の議決による運営をおこなう。 	<p>II. 会員数（2012年11月30日現在） 会員 162名 旧サポーター会員 125名</p> <p>III. 特記事項なし</p> <p>IV. 特記事項なし</p> <p>V. 会活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特記事項なし 2. ニュース発行 第30号（2月15日） 第31号（5月18日） 第32号（8月2日） 第33号（10月24日） 第34号（12月12日） 3. ホームページアクセス数 2012年11月30日 24680 4. 公開シンポジウム開催 ①2012年7月14日「戦後補償問題は本当に日韓請求権協定で解決したのか？」（港勤労福祉会館） ②2012年12月22日「判決を読み解く日韓会談文書開示請求第3次訴訟」（東京しごとセンター） 5. 総会開催 2012年12月22日
--	--

日韓会談文書 開示請求から今日までの流れ

年	月日	全国開示請求	一次訴訟(開示期間)	二次訴訟(不開示理由)	三次訴訟(不開示理由)	その他
2006	4月25日	開示請求				
	5月25日	特例適用通知				
	8月17日	1次部分開示(65頁)				
	10月2日	審査会へ異議申立				
2007	12月18日		東京地裁へ提訴 第1回口頭弁論			
	3月6日					
	3月28日	1次の逆転全部開示(193頁)				
	4月27日		2次開示(1533頁) 第2回口頭弁論			
	5月8日		第3回口頭弁論			
	7月10日		第4回口頭弁論			
	9月25日					
	11月16日			二次訴訟(不開示理由) 3次開示(5340頁)		
	11月26日		原告:勝訴			
	12月26日		国:東京高裁へ控訴			
2008	1月8日				三次訴訟(不開示理由) 4次開示(3482頁)	
	1月26日				5次開示(16263頁) 6次開示(32951頁)	
	4月18日		控訴審第1回口頭弁論	東京地裁へ提訴		
	4月23日					審査会へ異議申立
	5月2日		第2回口頭弁論			原告:異議申立書提出
	5月9日		原告:取下げを提示 国:取下げ同意で終了			国(外務省)第1次補正命令 原告:同意書提出
	5月28日					
	6月3日					
	6月10日			第1回口頭弁論		
	7月1日					
7月7日			第2回口頭弁論			
8月29日			第3回口頭弁論	東京地裁へ提訴		
9月9日			第4回口頭弁論	第1回口頭弁論		
10月14日						
11月25日					異議申立に関する申し入届 国(外務省):第2次補正命令	
12月17日					原告:回答及び申入書提出	
2009	2月17日				第2回口頭弁論	
	2月19日					
	2月26日					
	3月4日					
	4月6日			第5回口頭弁論	第3回口頭弁論	原告:回答及び申入書再提出
	4月15日					
	5月26日			第6回口頭弁論	第4回口頭弁論	国(外務省):第3次補正命令
	6月9日					
	7月8日			第7回口頭弁論(結審)	第5回口頭弁論	原告:回答及び申入書再提出
	7月28日					
9月1日						
10月21日			原告:敗訴			
12月8日			東京高裁へ控訴			
12月16日						
2010	12月25日				第6回口頭弁論	
	2月23日				第7回口頭弁論	
	4月21日					
	5月12日		控訴審 即日結審			
	6月23日		原告:敗訴		第8回口頭弁論	原告:申入れ書再々提出
	6月30日		最高裁判所へ上告		第9回口頭弁論	
	7月7日					
	9月8日					
	9月15日					
	11月5日			上告受理申立理由書提出	第10回口頭弁論	
2011	1月21日				第11回口頭弁論	
	3月18日				第12回口頭弁論	
	5月9日					
	8月14日					
	8月29日					
	9月6日					
	9月30日					
	11月29日					
	12月27日					
	2012	3月6日				第13回口頭弁論 開示変更決定(63文書) 第14回口頭弁論 弁論準備手続き 第15回口頭弁論中止・弁論準備手続き 弁論準備手続き 第15回口頭弁論・結審
6月21日		再請求				
7月20日		特例適用通知				
9月11日						
10月11日						判決言い渡し・延期 判決言い渡し
10月11日						原告一部勝訴
	10月24日					国:東京高裁に控訴

2012年度決算報告

日韓会談文書・全面公開を求める会2012年度決算 (2011年12月1日-2012年11月28日)

1. 収入			
(1).	前年度繰越金	591,852	
(2).	会費		
	会員会費	222,000	
	学生・年金者会員	21,000	
	旧サポーター会員	26,000	
	カンパ	63,300	
(3).	シンポカンパ	96,000	
(4).	集会参加費	97,500	
(5).	雑収入	1,423	
	合計	1,119,075	
2. 支出			
(1).	事務費	14,670	
	HP契約料	57,070	2,415X12+5,618X5
(2).	集会費	134,871	
(3).	ニュース発行	200,466	
(4).	裁判費用	236,630	
(5).	支払・入金手数料	9,220	
(6).	雑費	10,300	クリアリングハウス会費他
(7).	現金過不足	2,000	
	合計	665,227	
3. 収支差額		453,848	
4. 資産			
	郵便口座	381,599	
	横浜銀行	28,290	
	小口現金	43,959	
	合計	453,848	
5. 韓国ウォン会			
	前年度繰越金	445,650	
	収入	0	
	支出	445,650	
	差額合計	0	0

会計監査

伝票、帳簿、通帳、現金など監査の結果上記報告書に間違いがないことを報告します。

2012年12月8日

有村順子



立会人

山本直好

2013年度運動方針案

- ①第3次訴訟第一審の画期的勝訴を受けて、控訴審及び再請求・異議申し立てを会の総力を挙げて取り組み、日韓会談文書の全面開示を実現する。
- ②国会議員、市民団体と協力し、10・11判決で示された外交文書開示における基準の実行（30年ルール）を外務省に対し求めていく。
- ③10・11判決により新たに開示させた文書の分析を進め、当会の運動の成果を広くアピールする集会・シンポを開催し、新規会員を広げる。
- ④1965年の日韓請求権協定締結後の日韓交渉関連文書についても情報公開請求に取り組み、協定の履行過程についても真相解明を進める。
- ⑤開示文書のデータベースの恒久的な管理、閲覧体制について引き続き検討する。

2013年度予算案（2012年11月29日～2013年11月30日）

1. 収入

(1) 前年度繰越金	453848
(2) 会費収入等	
1) 会費	300000
2) キャンパ	100000
(3) 雑収入	6152
収入合計	860000

2. 支出

(1) 事務費	
1) 事務用品費	20000
2) 通信費	20000
3) HP契約料	50000
4) 交通費宿泊費	20000
(2) 集会費	100000
(3) ニュース発行費	200000
(4) 裁判対策費	
1) 印紙代	100000
2) 裁判費用	100000
3) 原告交通費宿泊費	100000
4) 弁護士費用	100000
(5) 支払い手数料	10000
(6) 雑費	40000
支出合計	860000

イベント案内

文化センターアリラン連続企画

「あなたはどこまで知っていますか？韓国KBS歴史ドキュメンタリー上映会 - 古代から近代までの日本と朝鮮半島- 韓国KBSテレビ『歴史スペシャル』より厳選」
第3回 1月19日(土) 機密測量による侵略から朝鮮は日本の植民地へ

- 1、歴史スペシャル30年間の泥棒測量、日帝は何を狙ったのか? 2011/11/3 (日本語字幕)
- 2、日本は8.15をどう記憶しているのか? 記憶のブラックホール、天皇 2005/8/13 (日本語台本朗読)

場所：文化センターアリラン

東京都新宿区大久保 1-12-1 第二韓国広場ビル 8F

(1Fがコリアプラザ (Korea Plaza)、7FがNPO法人高麗博物館)

参加費：1,000円

時間：14:00～16:30

解説者は、当会事務局次長、李洋秀さんです。

<第16回公開フォーラム>「戦後補償・到達点と今後の課題2013」

-2012年を振り返り、2013年の課題・展望を考え・語る-

■日時：1月31日(木)午後6時30分(開場6時)

■会場：弁護士会館10F(1003号室)

(地下鉄「霞が関」下車B1出口スグ、日比谷公園霞門向い、裁判所合同庁舎裏、千代田区霞が関1-1-3 ？03-3581-2255)

■内容：関係弁護士・国会議員らからの報告・発言を予定

※10・11日韓会談文書開示訴訟判決も報告予定です。

■参加費：1,000円(会場費+資料代) <*資料のみ500円>

*終了後に懇親会あり(会費：一般3,000円・弁護士5,000円、要予約、会場：B1「桂」)

■主催：戦後補償裁判を考える弁護士連絡協議会+戦後補償ネットワーク

連絡先：

【弁連協】

〒102-0083 千代田区麴町 4-5-10 麴町ア
ネックス2F 東京赤坂総合法律事務所
(高木喜孝弁護士気付)

03(3265)6521 Fax03(3265)6525

【戦後補償ネット】

〒102-0074 千代田区九段南 2-2-7-601

03(3237)0217 Fax03(3237)0287

日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表：太田 修 田中 宏
吉澤 文寿

E-mail : nikkanbunsyo2012@yahoo.co.jp
http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/